

1 地方行財政の充実強化について

- (1) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長について
- (2) 特別支援教育支援員等の任用に係る財政支援について
- (3) 学校給食費の無償化の実現について
- (4) 自治体の情報発信に要する費用に対する財政支援について
- (5) 過疎対策事業債の必要額の確保等について

2 福祉行政の充実強化について

- (1) 感染症発生時における医療提供体制整備に対する支援について
- (2) 外国人材の受入れ・共生に係る国民健康保険料（税）について
- (3) 保育士等の処遇の改善及び配置基準の見直しについて
- (4) 国民健康保険の財政基盤の強化等について

3 都市基盤及び生活環境等の充実強化について

- (1) 河川の監視強化について
- (2) 地域活性化と定住促進に向けた都市基盤整備への支援について
- (3) 橋梁等の道路構造物の老朽化対策について
- (4) 老朽化した浄水場の改築・更新に対する財政支援の拡充について
- (5) 建設事業等への国庫補助金の確保について
- (6) 特定外来生物や森林病虫害の対策事業に対する補助制度の充実について
- (7) 鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しについて

4 物価高騰等に対する支援の充実強化について

- (1) 電気・ガス価格高騰に対する支援の更なる充実について
- (2) エネルギー費用負担急増に係る中小企業等への支援について
- (3) 燃料・電気の価格高騰の影響に伴う公共交通の運行支援について
- (4) 食材費高騰による学校給食費の負担軽減について

5 マイナンバー制度運用の充実強化について

- (1) 公金受取口座登録制度の利用用途の拡充について
- (2) 財政支援等の充実について
- (3) 交付手続きの効率化について
- (4) 利便性向上について
- (5) 普及促進策の拡充について

1 地方行財政の充実強化について

地方行財政の充実強化を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の延長について

国が認定した地方創生プロジェクトに企業が寄附した場合に、法人関係税から最大で寄附額の約9割が控除される地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、税額控除の特例措置の期限が令和6年度までとなっていることから、期限を延長すること。

(2) 特別支援教育支援員等の任用に係る財政支援について

特別な支援を必要とする児童生徒など、様々な状況下にある児童生徒の学びを保障するために学校現場に任用している特別支援教育支援員等の配置に対して、地方財政措置等では十分ではなく地方自治体の財政負担が大きいため、実態に即した財政措置の拡充すること。

(3) 学校給食費の無償化の実現について

学校給食費の無償化は全国的に取り組むべき施策であるが、財政力等の要因により市町村ごとに実施状況が異なり地域格差が生じているため、国の責任において無償化に必要な財政的支援を講じること。

(4) 自治体の情報発信に要する費用に対する財政支援について

自治体の情報発信力を強化するため、新しい情報発信技術を導入するなど、各自治体が情報発信のために要した費用に対する財政支援を講じること。

(5) 過疎対策事業債の必要額の確保等について

過疎対策を総合的かつ計画的に推進するための過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が整備されたことから、過疎地域が活力と魅力ある地域として将来にわたり健全に維持されていくよう、過疎対策事業債の必要額の予算確保並びにソフト事業分の発行限度額の引き上げなどの見直しを図ること。

2 福祉行政の充実強化について

福祉行政の充実を図るため、国は次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 感染症発生時における医療提供体制整備に対する支援について

新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（医療分）による医療提供体制の整備等により、都道府県が地域の実情に応じて柔軟かつ機動的に実施することができるよう支援事業を実施しているが、医療従事者や病床の偏在や不足、また、一般の救急患者や外来患者の受け入れなど、医療提供体制の様々な課題が明確になったことから、収束の見えない新型コロナウイルス感染症や新たな変異株による感染急拡大に備え、あらゆる状況に耐え得る強固な医療提供体制の整備に向けた取組を強化すること。

(2) 外国人材の受入れ・共生に係る国民健康保険料（税）について

令和4年6月14日に改訂された外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策において、「その他の在留資格を有する外国人についても、同様の措置を講ずることについて引き続き検討する」とされている国民健康保険・国民年金については、保険料を一定程度滞納した者からの在留期間更新許可申請や在留資格変更許可申請を不許可とする等の対策を早期に実現すること。

(3) 保育士等の処遇の改善及び配置基準の見直しについて

子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に行う保育支援の量の拡充及び質の向上を促進するため、保育人材の確保・育成・定着に向けた一層の取組や施設運営者による保育士等の賃金引上げに必要な勤務実態に合った適正な公定価格の設定及び保育士等の業務負担を軽減して丁寧に子どもと向き合うために必要な職員配置基準の見直しについて必要な対策を図ること。

(4) 国民健康保険の財政基盤の強化等について

国民健康保険制度の安定的な運営を図るため、国の責任と負担において財政支援を拡充し、更なる財政基盤の強化を行うこと。

国民健康保険の子どもの均等割保険料(税)について、令和 4 年度から未就学児のみ減免となったが、国の責任と負担において、高校卒業まで拡充すること。

医療費助成制度において、国庫負担金の減額措置は廃止すること。

新型コロナウイルス感染症に感染した国保被保険者に支給する傷病手当金の財政支援に関し、個人事業主を対象にするなど対象者の拡大を行うとともに、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が完全に収束するまでの間は確実に継続すること。

3 都市基盤及び生活環境等の充実強化について

安全で快適な都市基盤及び生活環境等の整備促進を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 河川の監視強化について

洪水時に避難の判断材料にできるよう、国で管理している一級河川において河川監視カメラ、水位計を増設し、河川の監視強化を図ること。

(2) 地域活性化と定住促進に向けた都市基盤整備への支援について

近年、社会資本整備総合交付金事業の要望額に対する交付額の大幅な減額により地方の財政負担が増加するなど、計画的な都市基盤の整備に大きな支障を来していることから、交付金事業の安定的な財源確保や地域の必要性に応じた都市基盤の整備を計画的かつ、着実に図れるよう、予算の増額及び配分について、必要な措置を講じること。

(3) 橋梁等の道路構造物の老朽化対策について

地方自治体が管理する道路や橋梁等の道路構造物の老朽化に対し、今後長期にわたり安全性及び健全性を維持していくための財政負担は、年々増加し続けていくことから、老朽化対策に要する調査費及び修繕費等について、今以上の財政措置を講じること。

(4) 老朽化した浄水場の改築・更新に対する財政支援の拡充について

地方公営企業により運用している浄水場施設は、老朽化により今後、安全で強靱な水道インフラを継続して提供していくための大規模な施設改築・更新を余儀なくされているが、国の現行の財政支援制度は補助率が低く、また、採択基準が厳しいために必要となる制度の活用が図れない状況であり、浄水場の更新需要が今後とも増加していく中で、の活用可能な財政支援制度の創設及び拡充と採択要件の緩和について、必要な措置を講じること。

(5) 建設事業等への国庫補助金の確保について

建設事業等を適切に実施し、計画的な行政運営が図れるよう、国庫補助金については事業計画に即した金額を確保すること。

(6) 特定外来生物や森林病害虫の対策事業に対する補助制度の充実について

特定外来生物のクビアカツヤカミキリや、森林病害虫である松くい虫及びカシノナガクイムシによる被害拡散防止を推進するため、交付金事業等の継続及び対象事業の拡大等を図ること。

(7) 鳥獣被害防止総合対策交付金の見直しについて

野生動物の生息範囲が拡大し、農林業被害が深刻化するなか、野生動物が起因する豚熱(C S F) や鳥インフルエンザ対策が急務となるなど、有害鳥獣の捕獲活動が一層重要となることから、有害鳥獣被害防止対策に係る国の交付金については、捕獲実績に基づいた交付とするなど市町村の現状に即したものとなるよう見直すこと。

4 物価高騰等に対する支援の充実強化について

物価高騰等に対する支援を図るため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じること。

(1) 電気・ガス価格高騰に対する支援の更なる充実について

電気・ガス価格高騰に対して負担緩和策の増額や対象範囲の拡大等の拡充を図ること。特に、水道事業や下水道事業等に対する電気・ガス価格激変緩和対策事業の増額や対象範囲の拡充を図ること。

(2) エネルギー費用負担急増に係る中小企業等への支援について

実質無利子・無担保の融資制度については、急激な原油高騰に伴い車両の燃料費や光熱費の費用負担の急増が、中小企業や小規模事業者等に影響を及ぼしていることを踏まえ、無利子を基本に制度の拡充を図ること。

自治体で実施している経営安定資金や季節資金をはじめとする制度融資については、利子補給や信用保証協会への保証料補助等についても国庫による財源の手当てを講じること。

原油高騰に伴い車両の燃料費や光熱費の経費が急激に増大している事業者に対して事業継続のための助成金等を給付し、原油価格が安定するまでの間、継続的に支援を行うこと。

(3) 燃料・電気の価格高騰の影響に伴う公共交通の運行支援について

地方鉄道、タクシー等の公共交通は、住民生活に欠かすことのできない重要な社会基盤であるが、燃料価格及び電気料金高騰の影響により、厳しい経営状況に陥っていることから、交通事業者に対して、継続的な経営支援策を講じること。

(4) 食材費高騰による学校給食費の負担軽減について

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、急激な円安等による影響で、物価高騰が続いているため、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（コロナ禍における原油価格・物価高騰対応分）を令和5年度も継続し、保護者の負担を増やさずことなく、これまでどおりの栄養バランスや質・量を保ち安定的に提供が行っていきけるよう、物価高騰の長期化に対応可能な支援体制の充実を図ること。

5 マイナンバー制度運用の充実強化について

マイナンバーカードの普及と制度の適切な運用を図るため、国は下記事項について、積極的な措置を講じること。

(1) 公金受取口座登録制度の利用用途の拡充について

現行の公金受取口座登録制度では、特定公的給付や年金、資金貸付、税金還付に口座の利用用途が限られていることから、地方自治体の裁量により、自治体独自の給付金や助成金などの受取口座として活用できるよう制度の拡充を講じること。

(2) 財政支援等の充実について

マイナポイント第2弾事業（マイナポイント事業費補助金）における、マイナンバーカード取得者のうち、自身で申請等が困難な高齢者等に対する「健康保険証の利用申込み」や「公金受取口座の登録」の実施について、マイナポイント事業費補助金の期間終了後も、自治体の財政負担が生じないよう国において財政措置を講じること。

マイナンバー制度に関連しての新たな施策を実施する場合は、技術的支援だけでなく補助金等による財政的支援を確実に行之、スタッフ派遣等の人的支援も行うこと。

健康保険証の一体化に伴う医療機関等でのオンライン資格確認など、システム導入・改修等に係る財政的支援については、導入経費だけでなく、その後の維持管理経費や更新費用についても同様に実施すること。

コンビニ交付の手数料や負担金等が自治体の負担となっているため、負担金の減額又は財源確保を講じること。

(3) 交付手続きの効率化について

本人確認の簡素化や通知カード返納義務の撤廃、代理人交付の要件緩和を図ること。

身分証明書のない者、顔写真証明ができない者、疾病により意思確認ができない者、法定代理人でない祖父母等と生活している15歳未満の児童等への交付について、事務処理の方向性を示すこと。

(4) 利便性向上について

マイナンバーカードの活用場面を増やすため、全国の広域的サービスに関わるカードの利用方策について検討すること。

電子証明書の更新や暗証番号の再設定、コンビニ交付の簡素化、マイナポータルの改善等を含むマイナンバーカード交付後の各種手続きの利便性向上を図ること。また、電子証明書の有効期限をマイナンバーカードの有効期限と同一とすること。

外国人の在留カード更新申請がされた場合、在留カードの受取時にマイナンバーカードに関する必要な手続きの適切な案内がされるよう連携を図ること。

使いやすく効率的なシステム改修を行うため、地方公共団体情報システム機構へ働きかけ、市町村の意見がシステム改修に反映できるような仕組みを構築すること。

(5) 普及促進策の拡充について

市民の理解が得られるよう、マイナンバーカードの必要性及びメリットを拡大し、安全性等の周知の取り組みを強化すること。

郵便局での申請支援について、どこでも一律で申請支援が受けられる体制とすべく、国と日本郵便との直接契約による全国一括での実施を図ること。その際、各自治体を經由せずに郵便局から地方公共団体情報システム機構に直接送付する形とし円滑な申請手順とすること。

身近な拠点でのマイナンバーカードの申請環境の充実のため、郵便局における申請時本人確認方式を実現すること。

各種取り組みの実施にあたっては、地方自治体に対し具体的な手法やスケジュールを明確化すること。マイナポイントにおいては、支援ブース設置以外にも、市町村宛への問い合わせも非常に負担となっているため、今後、同様の事業を実施する際は、市町村職員の負担軽減を考慮した上で、制度設計を図ること。